



世田谷区母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが就労に有利な資格取得を目指して指定の講座を受講した場合、講座修了後に受講費の一部（訓練給付金）を支給します。

訓練給付金を受給するためには、受講前に事前相談と講座指定の手続きを行う必要があります。

1. 対象となる方

次のすべてを **受講前の講座指定申請時** と **受講後の訓練給付金支給申請時** で満たしている方

- ▶ 世田谷区にお住まいで20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
なお、受講期間中にお子さんが20歳を迎えた場合でも引き続き対象となります。
- ▶ 自立に向けた計画を策定すること（事前相談時に策定します）
- ▶ 就業経験や技能、労働市場の状況などから判断し、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ▶ 過去に本事業による訓練給付金を受給していない方

2. 対象講座

- ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ② 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

※②・③は専門資格の取得を目指す講座が対象です。対象講座は厚生労働省のホームページ「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」でお調べいただくか、お近くのハローワークにて「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧することができます。

※受講したい講座がある方は、取り寄せた専門学校等の講座案内に「教育訓練給付金対象講座」と記載されているか、ご確認ください。または、専門学校等に該当の講座が「教育訓練給付金対象講座」に指定されているか、お問い合わせください。



3. 支給額など

ア. 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方

⇒原則、受講料の **6割** を受講修了後に支給します。一定の要件を満たす方は、受講料の **8.5割** を支給します※¹。対象講座①～③で支給上限額・下限額があります。

支給割合	対象講座	支給上限額	支給下限額
6割	①・②の指定教育訓練講座	200,000円	12,001円
	③の指定教育訓練講座	最大1,600,000円※ ²	
8.5割	③の指定教育訓練講座	最大2,400,000円※ ³	

※¹ 受講が修了した翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得かつ就職等した方もしくは修了時点で就職等している方。

※² 400,000円×修業年数（最大4年）＝最大1,600,000円

※³ 600,000円×修業年数（最大4年）＝最大2,400,000円

（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、最大で※²2,000,000円、※³3,000,000円）

イ. 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方

⇒アに定める額から雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

差し引いた後の金額が12,000円以下の場合は、本事業の支給対象外です。

★雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額と併せて、アと同額が支給されます。

本事業の支給申請時に雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を確認するため

ハローワークから通知される「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」が必要です。

4. 対象費用

支給対象となる費用は、入学料や受講料（受講費・教科書代・教材費）及び入学料と受講料にかかる消費税です。下記のような費用は対象外となりますのでご注意ください。

支給の対象とならない費用(例)

- ・ 検定試験の受講料
- ・ 教育訓練の補講費
- ・ 受講にあたり必須ではない補助教材費
- ・ クレジット利用時の分割払い手数料（金利）
- ・ 学債等将来現金還付が予定されている費用
- ・ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ・ 受講のための交通費及びパソコン等の器材

5. 手続きの流れ

事前相談

受講を希望する講座の開講（通信制の場合は申込）のおおよそ2か月前をめどに、お住まいの地域を管轄する総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課へご相談ください。現在の状況や受講後の目標（自立に向けた計画）等をお聞きします。（窓口は4ページ参照）。

講座の指定申請

講座の指定申請は受講開始月の前月10日までに必ずおこなってください。

<必要書類> *場合によっては提出省略可能な書類もあります。

① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

② 事前相談票

③ 受講する講座のパンフレット等（内容のわかるもの）

④ 戸籍謄本（母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの）

*児童扶養手当受給者の場合、提出を省略できる場合があります。

⑤ マイナンバーに関するカード（個人番号カード又は通知カード）

及び本人確認書類（1点または2点）

*お持ちのマイナンバーに関するカードによって、ご提示いただく本人確認書類の数が異なります。

くわしくは申請窓口へお問い合わせください。

⑥ 同意書

⑦ 教育訓練給付金支給要件回答書

⑧ その他（ ）

審査

講座の指定申請についての結果（対象講座指定の可否）を通知します。

講座受講

受講を取りやめた場合、訓練給付金は支給されません。
総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

訓練給付金の支給申請

<申請の時期>

支給申請：受講修了日から30日以内におこなってください。

追加支給申請（対象の方のみ）：資格取得かつ就職してから30日以内におこなってください。

雇用保険制度から特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、ハローワークでの給付金支給額が確定した日から30日以内です。

また、支給申請時点・追加支給申請時点それぞれで受給要件（1ページ「対象となる方」参照）を満たしているか再度確認します。支給申請時・追加支給申請時に受給要件を満たしていない場合や受講料が未納の場合は支給対象外ですのでご注意ください。

<必要書類>

支給申請・追加支給申請 共通

- ① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定結果通知書（写）
- ② 事前相談票（写）
- ③ 教育訓練修了証明書
*ハローワークから支給を受けることができる方は、ハローワーク提出用とあわせて2部必要です。
- ④ 領収書（クレジット利用の場合は、クレジット契約証明書）
*教育訓練施設（専門学校等）による次の事項が記載されていることが必要です。
領収書に訂正のある場合、教育訓練施設（専門学校等）の訂正印のないものは無効です。
◎教育訓練施設の名称 ◎講座名 ◎受講者（支払者）氏名
◎領収額（又はクレジット契約額）及び内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
◎領収日（又はクレジット契約日） ◎領収印
- ⑤ 戸籍謄本（母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの）
*児童扶養手当受給者の場合、提出を省略できる場合があります。
- ⑥ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（ハローワークから支給を受けることができる方は必要）

支給申請	追加支給申請
⑦ 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書	⑦ 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）
	⑧ 資格を取得したことを証明する書類
	⑨ 就労していることを証明する書類 （⑦に雇用主からの証明を受けていれば不要）

支給決定

支給決定通知書により支給の可否を通知します。

請求・支給

「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金請求書」をご提出ください。

支給申請時に指定された口座に訓練給付金をお振込みします。

また「結果報告書」もご提出お願いします。



6. 相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター
お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターが窓口です。

相談・申請窓口一覧

総合支所	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/> 世田谷	世田谷 4-22-33 第2庁舎内	電話 03-5432-2915/FAX 03-5432-3034
<input type="checkbox"/> 北 沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 03-6804-7525/FAX 03-6804-9044
<input type="checkbox"/> 玉 川	等々力 3-4-1 玉川総合支所内	電話 03-3702-1189/FAX 03-3702-1336
<input type="checkbox"/> 砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 03-3482-1344/FAX 03-6277-9721
<input type="checkbox"/> 烏 山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 03-3326-6155/FAX 03-3308-3036